

第9回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：平成28年10月25日（火） 18:00～19:30

場所：高知県庁本庁舎2階 第二応接室

【 議事内容 】

- 平成27年度の実績および平成28年度の状況報告
(幼保支援課、県民生活・男女共同参画課、健康対策課、少子対策課、児童家庭課、生涯学習課)
- その他
(少子対策課)

2 会議の概要（委員からの主な意見）

(事務局説明)「需給調整」及び「多機能型保育」について

資料：【資料1-1】から【資料2-2】

(補 足)

資料1-3

※児童全体のうち、66.9%が入所申込。そのうち、待機児童数42名（高知市のみ）のほか、「潜在的な待機児童」と言われる子どもの数が83名となっている。

資料2-1

※多機能型保育事業の実施について

多機能型保育事業で計画的に交流事業を加えて実施している地域型保育事業：1か所
来年4月1日認可予定の高齢者・子育て世代との交流の場所を隣接設置した形：1か所

- 【資料1-3】で高知市の待機児童数が42名とのことだが、当初計画はどうなっていたのか教えて欲しい。(委員)
⇒ 当初計画では29年度でだいたいの受け入れ確保ができる形になっている。高知市の待機児童については計画どおりと考えている。(幼保支援課)
- 【資料2-2】で民有地マッチングの話が出ていたが、保育所等の設置がうまくいっていないところがあるのだろうか。(委員)
⇒ 新規の保育所等の設置については全国で様々な話があるが、県内では、保育所・事務所の新設は好意的に受けていただいていると聞いている。(幼保支援課)
- 内閣府主導で地方自治体は関係ない事業だが、県内で認可外の企業型保育所を開所しそうな事業所はあるのか。(委員)
⇒ (企業主導型保育事業＝内閣府の主導で児童育成協会から運営費が出るもの。認可外の届出が必要。) 複数の相談はあったが、現時点で確実な情報としては1か所。今後、病院の院内保育所が企業主導型に移行していくとの情報は入っている。(幼保支援課)
⇒ 県に報告はあるとのことだが、許可は必要のない形となっているのか。(委員)
⇒ 許認可の必要はない。しかし、認可外保育施設の位置づけになるため、県または高知市への届出は必須となっている。(幼保支援課)

- 企業型主導型保育の数は【資料1-3】ではどこに反映してくるのか。利用調整を通らない中で、利用者数を需要と供給の面での確につかめるのか。(委員)
 - ⇒ あくまでも企業主導の事業なので従業員の福利厚生がメインであるが、地域住民も利用できるというものであり、そのため需給調整や市町村への利用届出などは不要となっている。入所に関しては自治体の関与がない形になっているが、厚生労働省公表資料の中でも、企業主導型とわかるものになるのでは、と考えている。また、待機児童減少にもつながるものと考えている。(幼保支援課)
- 全利用者の半分までは地域住民の利用が可能となっている。待機児童問題が深刻な大都市圏では有効な手立てのひとつかもしれないが、高知県内で実施するのはどうなのか。各市町村で利用者数が把握できず、設置後の対応という形で後手にまわらないように、何かしらの手立てをお願いしたい。(委員)
- 何でもありの状態にならないように。大都市圏で特区扱いで実施するのであれば問題ないが、地方での実施はどうなのか。危機感がある。(委員)
 - ⇒ 魅力的な制度ではあるが、「何でもあり」の制度ではない。県としてもしっかり情報収集していく。また、認可外保育施設の検査も県が実施しており、しっかりと見ていきたい。(幼保支援課)
- 企業は帰属先がない。「だから何でもあり」にならないようにしてもらいたい。(委員)
 - ⇒ 企業は定款、寄付行為がない。そこは危惧しているところ。(幼保支援課)
 - ⇒ 制度が独り歩きしないように、常に子どもの最善の利益を考え、子どもに寄り添う視点をお願いしたい。また、意見を反映できる部分については、反映していただきたい。(吉村会長)

(事務局説明)「一時預かり事業」「病児保育」「ファミリー・サポート・センター」「子育て世代包括支援センターの取組」について
 資料：【資料3】から【資料5】

- 【資料3】の病児対応型・病後児対応型の利用状況について、児童数に対して利用状況が多い市町村があるように思えるが、利用者数の計上方法はどんな形なのか。また、記載の5市村以外はどういった状況なのか。(委員)
 - ⇒ 利用者数は延べ人数となっている。また、その他各市町村については、アプローチはしているものの、小児科医の絶対数の少なさなど、様々な要因で実施出来ない状況。来年度以降も継続して取組を行っていく。(幼保支援課)
- 【資料5】について、妊娠期から産後まできめ細やかなケアをしていくというところで「切れ目のない支援」での切れているところはどこか。理由・原因はなにか。(委員)
 - ⇒ 切れているわけではなく、手薄になっているところがある。例えば、妊娠届出時であれば、専門職が全員に面接していたわけではないところを、専門職が全員に面接し、継続的に支援していくといった形で、これまでの支援を強化していく、ということ。(健康対策課)
- 【資料3】(4)多様な事業者の参入・能力活用事業で月額補助単価が掲載されているが、年額は1.2倍の金額か。「(私学助成や障害児保育事業の)対象とならない特

別な支援が必要な子ども」とはどんな方になるのか。(委員)

⇒ 補助年額については、月額補助単価を1.2倍したもの。「対象とならない特別な支援が必要な子ども」とは、幼稚園ではない認定こども園、保育所型の認定こども園の1号部分のような、現行補助制度の対象とならない子どもが対象となっている。(幼保支援課)

⇒ 月額補助単価の1.2倍であれば783,600円。通常の保育所事業での加配の設置から言えば非常に補助額が低い。特別な支援が必要な人たちに本当に加配がつけられるよう拡充をお願いしたい。(委員)

○ ファミリーサポートセンターについて、良い制度ではあるが継続利用が見えない。利用しやすいものであれば、保護者から拡散していく。事前打ち合わせやマッチングなどの煩雑さなど、現場から利用しづらい点について声があがってきていないのだろうか。(委員)

⇒ 利便の良さに関する意見は聞いているが、手続きの煩雑さなどの利用しづらい点については聞いていない。(県民生活・男女共同参画課)

○ 障がい児の親御さんが一時預かりの利用申込をした際に、「障がいの対応ができない」とした受け入れ拒否、「母親のリフレッシュのためのものではない」といった対応、などがあつた。難しいかもしれないが、受け入れ態勢の検討をお願いしたい。また、保護者の負担にならないような対応についても研修等を行ってほしい。(委員)

⇒ 障がいのある子どもの受け入れについては、障がいの程度にもよる部分や一時預かりでの職員配置など、規定も定まっていない部分がある。母親の気分転換での利用は可能である。障がいのある子どもだけではなく、病気のお子さんについても、一時預かりの希望がある中で受け入れ時の看護師設置の位置づけの問題なども含め、制度的な矛盾があるのではと考える。状況によっては難しいかもしれないが、障がいのある子どもたちを排除するのではなく、是非利用していただきたいと考えている保育所もある、ということを知りたい。(委員)

⇒ 障がいのある子どもの一時預かりは、加配の問題などあるが子育て支援員の活用など、人員配置はだいぶ緩和されている部分があるため、保育所等への周知・説明を行っていききたい。保護者の方への声かけについては、対応が不十分で嫌な思いをさせたしまった保護者の方がいることについては申し訳なく思っている。親育ち支援の保育者研修を充実させていきたい。(幼保支援課)

(事務局説明) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)説明

資料:【資料6】

○ 【資料6】1Pに子育て世代包括支援センター4市とあるが、この4市はどこかを教えてほしい。また、子育て支援員の認定を受けた方が認定後どうしているか、保育士の資格をとらないと活動できないのか、支援員制度はどういう意味なのか。(委員)

⇒ 子育て世代包括支援センターの4市は高知市、南国市、香南市、土佐市の4市。子育て支援員に関する部分について、子育て支援センターの採用状況をみると、国の要綱等では保育士に限定していないものの、実態としては保育士が多くなっている。県内45施設のうち、28施設が保育所内設置という状況もある。資格取得後の状況については把握しきれていない状況。(少子対策課)

⇒ 子育て支援員の資格取得については様々なコースがあり、子育て支援拠点もその

ひとつ。一時預かりおよび地域保育のコースを受けられた方については、それぞれの保育所等に募集がかかっているところにお声がけいただくしかない。社会福祉協議会との連携により福祉人材センターと連携しているところがある。今後、支援員さんに登録いただき、保育所・幼稚園等からの募集がかかった際に案内できる体制づくりを行い、子育て支援員の資格要件が整っている方に対しても活躍の場の提供を行いたいと考えている。(幼保支援課)

⇒ 子育て支援員の認定制度はすごくいい制度なので、今後も継続をお願いしたい。(委員)

○ 児童家庭課の事業についてはもっと充実させていただきたい。0歳児、3歳児未満の虐待による死亡事件もある。保護者の相談に乗るなど、出来るだけ未然に防ぐために、非常に大事なことだと思っている。よりよい形になるよう、支援をお願いしたい。(委員)

⇒ 虐待の未然防止に今年から力を入れている。4事業以外にも、厳しい環境におかれた子どもたちに対する支援を今年重点事項として行っている。親御さんへの支援が必要な各事業も含め今後さらに充実させていきたい。(児童家庭課)

⇒ 貧困家庭についても虐待とリンクする部分が出てくるため、考えてもらいたい。(委員)

○ 延長保育事業について、11時間を超えた部分についてはそれなりの手当てをすることが大事。国に対して、是非意見を出してもらいたい。8時間から比べると11時間だと3時間延長となっている。(延長保育が)必要であれば、必要な分のお金をいれる形で財政支援をお願いしたい。(委員)

⇒ 延長保育の11時間を超えた部分の補助や公定価格についてはきちんと予算がとれるように機会機会に提言をしていきたい、と考えている。(幼保支援課)